

# 国土交通省東北地方整備局報告「水力発電所における無許可改築等に関する調査報告書」の概要

平成19年1月24日  
東北電力株式会社

## 【調査の体制】

平成18年12月20日に、国土交通省東北地方整備局へ報告を行った河川法第26条第1項の許可等を得ていない工作物の有無について、社内に設置した「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」において、無許可改築等(以下「申請不備」という)の発生原因の究明、再発防止対策の検討を行った。

また、調査・検討における客観性・透明性を高めるため、社外専門家のアドバイスを受けながら結果の取りまとめを行った。

## 【再発防止対策】

当社は、「常に安全最優先の精神を持ち続けること」、「ルールを守り社会的な信頼の向上と安心作りに努めること」、「お客さまに喜んでいただける、質の高い仕事を追求すること」の決意のもと、業務品質と安全文化の向上に、現在鋭意取り組んでいる。

こうした中で、当社は、河川法の申請を行わずに種々の改修工事を長期に亘り実施していた事実を深く反省し、安全・安心を確保するとの設備管理の原点を再度心に刻み、以下に示す再発防止対策を着実に実施することにより、信頼の回復に努めることとしたい。

### 1. 河川法申請業務ルールの明確化

- 申請業務を適正に行うための要領およびマニュアルの作成によるルールの明確化
  - ・河川法の申請を漏れなく行うための業務フローと申請要否判断フローの策定。
  - ・河川管理者との事前協議の実施。
  - ・第一線事業所・支店で共通のデータベース活用による申請状況チェックの明確化。
  - ・改修工事に伴う申請履歴管理のためのシステムへのデータ入力への徹底。

### 2. 河川法に対する理解浸透

- 社員研修の充実
  - ・本店で実施する関係部門の研修での河川法の知識、申請業務要領、不適切事例の解説に関するカリキュラムの追加と各支店台での河川法に関する研修の速やかな実施。
- 職場における河川法の理解浸透
  - ・第一線事業所の管理職による所属員に対する河川法申請業務ルールの徹底と定期的な申請事例検討会の実施。

### 3. チェック体制の整備

- 要否判断と申請漏れ防止のためのチェック
  - ・改修計画策定時に第一線事業所が判断した申請要否の本店主管部・支店による確実なチェックの実施。
  - ・第一線事業所と支店による共通データベースを活用した申請状況のチェックの実施。
- 部門内部監査での申請業務チェック
  - ・本店が行う部門内部監査、支店が行う保安指導での適正な申請業務の実施状況確認。
  - ・部門内部監査でのマニュアルの実効性の検証。
- 本店主管部の現場業務実態の把握
  - ・支店・第一線事業所の課題吸い上げ・水平展開とフォローのため第一線管理職会議の強化と本店主管部管理職による全事業所対話の新たな実施。

### 4. 法令遵守の徹底

関係する部門の研修、支店・第一線事業所での検討会等で法令遵守の徹底を併せて実施する。

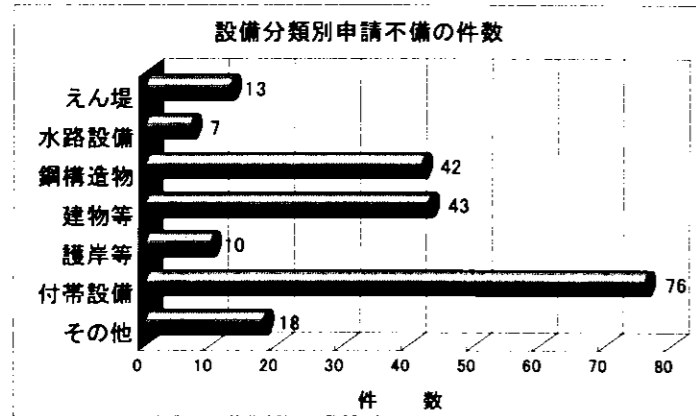
### 5. 再発防止対策のフォロー

申請業務のルールを明確にしたマニュアルやチェック体制の整備等の対策が十分に機能しているか、実効性についての検証を実施する。

## 【原因の分析】

### 〔申請不備の実態の傾向〕

申請不備は、東北地方整備局管内で209件（66発電所）である。  
(平成18年12月20日報告済み)



○申請不備は、河川区域内工事(河川法第26条工事)が75%、河川保全区域内工事(同法第55条工事)が25%である。

○設備別では、水位計の取替・設置等の「付帯設備」が76件と最も多く全体の36%を占めている。

○「建物等」では、河川保全区域内の詰所等の設置・改築が多い。

### 〔発生原因の特定〕

申請不備の傾向と関係者への聞き取り調査から原因を抽出・整理した結果、主な発生原因は以下のとおりである。

#### 1. 許認可申請業務の明確なルールの不備

- 第一線事業所が申請の要否を的確に判断できる業務フローが明確でなかった。
- 工事計画段階での申請の要否、河川区域を確認するなどのルールが不備であった。

#### 2. 河川法に対する認識不足

- 既許可占有範囲内での工事や取水ダムへの安定性に大きな影響を与えない工事などは申請が不要と誤っていた等、河川法を誤って認識していた。
- 河川法を理解・習得する仕組みが不十分であった。

#### 3. チェック体制が不十分

- 申請の要否判断を第一線事業所に一任していた。
- 支店は申請に対する指導が不十分であり、また申請業務を確認する体制としていなかった。

#### 4. 法令遵守意識の浸透が不十分

- 申請を行わず改修工事を実施したことは、法令遵守の意識の浸透が不十分であった。

東和発電所等に係る無許可改築等の発生原因ならびに再発防止策の概要

【調査の体制・方法】

平成18年12月21日に国土交通省東北地方整備局より、河川法第78条第1項の規定により報告徴収の指示を受けた事案について、全社コンプライアンス委員会（委員長；社長 中垣喜彦）の下に「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス事案対策部会」（部会長；副社長 沢部 清）を平成18年12月27日に設置し、本件に係る調査、検討、分析、再発防止策の検討を行いました。

なお、調査、検討における客観性・透明性を確保するため、専門知識を有する外部専門家のアドバイスを受けて結果のとりまとめを行いました。

河川法第26条第1項に係る申請不備

【自主点検の結果】

東北地方整備局管内の東和・胆沢第一発電所を対象として河川法第26条、第55条の許可を得ていない工作物の新築、改築等について調査した結果、以下の3件の許可申請手続きに不備がありました。

- |           |                  |        |
|-----------|------------------|--------|
| ① 東和発電所   | 取水口連絡橋法面の洗掘補修    | 昭和32年度 |
| ② 胆沢第一発電所 | 石渚ダム取水塔スクリーンパー改修 | 昭和62年度 |
| ③ 胆沢第一発電所 | 尿前取水口自動除塵機設置     | 昭和48年度 |

【発生原因の分析】

以下の理由により河川管理者に相談せず当社の単独判断で申請の可否を決定してしまいました。

- ・ 工作物の変更内容が軽微であったこと。
- ・ 既許可工作物の付属工作物であったこと。
- ・ 河川区域が把握できなかったこと。

【再発防止策】

当社は、平成15年4月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員一人ひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきました。そうした中で、今般の事態が発生したことを当社は真摯に反省し、今後の信頼回復に向けて、以下に示す再発防止策を着実に実施することといたします。なお、上記3件の申請不備の是正は河川管理者のご指示に基づき適切に対応して参ります。

1. 許認可申請業務のチェック体制の整備

- ① 長期保守計画書に申請の可否確認欄を追記し、チェック体制を充実する。
- ② 次年度計画がまとまった段階で、河川管理者と水利使用に関する事前協議を行う。
- ③ 土木工作物保守運用要項を改訂して新たに上記の申請手続きを定める。
- ④ 許認可経歴台帳を整備し、併せて許認可申請書類を保管する。

2. 法令遵守に関する教育体制の整備

- ① 社内の諸会議にてコンプライアンス意識の向上を図る
- ② 法令遵守に係る定期的な社員研修を強化する。
- ③ 関係法令の制定改廃情報を周知徹底する。
- ④ 技術研修のカリキュラムに法令遵守プログラムを必修化する。
- ⑤ 管理主任技術者、ダム管理担当者の法令教育を強化する。
- ⑥ ダム主任会議等でコンプライアンス事例の情報を共有化する。

3. 許認可申請可否の判定ルールの明確化

- ① 申請可否判断フローおよび届出対象となる設備、範囲を明確にして「土木工作物保守運用要項」に記載し、申請可否等の判定ルールを明確にする。
- ② 水利使用許可申請書の記載漏れを防止するため、工作物および仕様に関する記載項目を標準化する。

4. 再発防止策のフォローアップの実施

- ・ 平成20年3月に再発防止策の実施状況を確認します。

以上

## 調査報告書概要

本調査報告書は、国土交通省東北地方整備局から当社あてに発出された報告徴収命令に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会の下に設置された「発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会」において、当社水力発電所の河川法に係る手続き不備に関する調査等を実施し、その発生原因ならびに再発防止策についてとりまとめたものであります。

### 1. 調査対象発電所リスト

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
1	東京電力(株)	阿武隈川	なげのうち 竹之内	福島	橋梁の設置等
2	東京電力(株)	阿武隈川	まる 丸 守	福島	水位計の設置

### 2. 河川法手続き不備の発生原因分析

手続き不備事例ならびに申請業務フローを分析した結果、以下の発生原因を抽出した。

- 申請の要否、内容についてチェックする仕組みがなく、工事実施部署が都合の良い解釈をしていた。(特に小規模工事に対しては申請を行う認識がなかった。)
- 工事実施部署において河川法の内容を十分理解せずに業務を遂行していた。
- 河川管理者に対して申請の要否について確認を怠った。

### 3. 河川法手続き不備に関する再発防止策の策定

上記2の原因に対する再発防止策を策定した。

- 法令に基づく適正な申請についてチェックする制度の整備  
工事実施部署は、申請実施部署に対して工事内容の説明を行うとともに、申請の要否に関する調整を行うこととする。など
- 内部監査部門による保安監査において河川法も監査対象に追加  
本店及び支店の業務監査部門が実施する保安監査において、電気事業法に加え河川法についても監査の対象とする。
- 河川法及び関連法令を習得するための仕組みの構築  
工事実施部署の社員に対し、工事業務並びに河川法および関連法令に関し、定期的な教育を実施する。など

- 申請の要否判断が容易に出来るよう、河川管理者へ確認を行うことをルール化  
申請要否判断フローを、マニュアルに追加し、申請要否判断のルールを明確にする。
- 再発防止策の評価  
品質・安全監査部による再発防止策の実施状況等に対する評価を行う。など

当社は、平成 14 年 8 月の原子力不祥事公表以降、「しない風土」と「させない仕組み」の構築を目指し、信頼回復と再発防止に取り組んできましたが、水力発電設備においても、今回のデータ改ざんや法令違反など、企業体質を問われる事態を引き起こしたことについて、会社全体の問題として真摯に受け止め反省し、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態を二度と引き起こさないよう、本報告書に記載の再発防止策に着実に取り組み、厳正かつ適切に水力発電所に係る業務運営を進めてまいります所存です。

以 上